

1. 身体拘束等の適正に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

(2) 身体拘束廃止虐待防止委員会の開催

当施設では、身体拘束の廃止に向けた研修会を開催します。

2. 研修の指針

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

(1) 定期的な教育（年 2 回以上）の開催

(2) 新任者に対する身体的拘束等の廃止の為の研修の実施

(3) その他、必要な教育・研修の実施

3. 研修内容

(1) 施設における身体的拘束等の適正化のための指針の理解

(2) 身体拘束等に関する事例検討、グループワーク

(3) 虐待防止、不適切支援防止に関連する研修内容

(4) その他必要な研修内容

4. 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修会開催予定月

令和元年 7 月 25 日

令和元年 11 月 22 日